

認定収入月額の算定方法について

(1) 入居者及び同居者全員分の前年の年間総所得額を調べる。

※前年とは…平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間です。

- ・勤務先で発行される【源泉徴収票】の場合は「給与所得控除後の金額」、
- ・または、現住所地の市区町村（税務担当部署）にて発行される【所得証明書】の場合は「合計所得金額」となります。

※世帯全員分の所得の合計額が年間総所得額となります。

(2) 上の(1)で調べた世帯全員の年間総所得額から下記の各控除の金額を控除する。

年間総所得額から下記の公営住宅法上の控除を行った額が、申込者の「認定年間所得」となりますので、(1)で調べた年間総所得額から下記の表のうち該当する控除額を引いてください。

控除の種類		控除の対象者	控除額 (一人につき)
同居親族		申込者を除く同居親族	38万円
別居扶養親族		所得税法上の遠隔地扶養の対象者	38万円
特別控除	①老人扶養親族	所得税法上の扶養親族又は控除対象配偶者で70歳以上	10万円
	②特定扶養親族	所得税法上の扶養親族（配偶者は含みません）で16歳以上23歳未満	25万円
	③障害者	申込者及び扶養親族のうち、下記のいずれかを持っている方 ・身体障害者手帳（3級～6級） ・精神障害者福祉手帳（2級～3級） ・愛の手帳（3度～4度） ・戦傷病者手帳（第4項症以下）	27万円 ※④特別障害者控除と重複不可。
	④特別障害者	申込者及び扶養親族のうち、下記のいずれかを持っている方 ・身体障害者手帳（1級～2級） ・精神障害者福祉手帳（1級） ・愛の手帳（1級～2級） ・戦傷病者手帳（特別項症～第3項症） ・原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方	40万円 ※③障害者控除と重複不可。
	⑤寡婦・寡夫	下記のいずれかに該当する方 【寡婦】 ・年間所得が500万円以下の方（死別のみ） ・扶養親族または生計を一にする子（子の年間所得38万円以下）を有する方 【寡夫】 ・年間所得が500万円以下で、生計を一にする子（子の年間所得38万円以下）を有する方	27万円
※ 夫(妻)と死別又は離婚し再婚をしていない人			

(3) 上の(2)で求めた額を12で割る（認定年間所得÷12ヵ月＝認定収入月額）。

(2)で計算した年額を12で割った額が申込者の「認定収入月額」となります。